

# 敦賀市社会福祉協議会指定介護予防福祉用具貸与事業所「ぬくもりの里」運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人敦賀市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が開設する指定介護予防福祉用具貸与事業所「ぬくもりの里」（以下「事業所」という。）は、要支援者（以下「利用者」という。）の心身の特性を踏まえて、自立した日常生活を営むことができるよう、適切な福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図ることを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所は、前条の目的を達成するため、事業の実施にあたっては、関係市町村、指定介護予防支援事業者及びその他の保健・医療・福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的な介護予防サービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 指定介護予防福祉用具貸与事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 敦賀市社会福祉協議会指定福祉用具貸与事業所「ぬくもりの里」
- (2) 所在地 敦賀市御名70号11番地2 敦賀市社会福祉協議会地域リハビリセンター「ぬくもりの里」内

## (従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
- (2) 専門相談員 1人以上（利用者数に応じ必要な専門相談員数以上）
- (3) 事務職員 1人以上

2 事業所の従事者の員数は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）第266条に規定する員数を下回らないものとする。

3 管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、指定介護予防福祉用具貸与の提供を行うものとする。

4 専門相談員は、指定介護予防福祉用具貸与の提供を行うものとする。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から翌年1月3日までの年末年始は除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

## (指定介護予防福祉用具貸与の提供方法及び取扱種目)

第6条 指定介護予防福祉用具貸与の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 計画の作成 専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した介護予防福祉用具貸与計画(以下「計画」という。)を作成するものとする。
- (2) 選定の援助 前号の計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示してその機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、貸与に係る同意を得るものとする。
- (3) 納品 貸与する福祉用具の納品に際しては、機能、安全性、衛生状態等に関して点検を行うものとする。
- (4) 使用方法の指導 利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行ったうえで、必要に応じて使用方法の指導を行うものとする。
- (5) 使用状況の確認 利用者又はその家族からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うものとする。

(指定介護予防福祉用具貸与の提供方法及び取扱種目)

2 取扱種目は次のとおりとする。

- (1) 車いす
- (2) 車いす付属品
- (3) 特殊寝台
- (4) 特殊寝台付属品
- (5) 床ずれ防止用具
- (6) 体位変換器
- (7) 手すり
- (8) スロープ
- (9) 歩行器
- (10) 歩行補助つえ
- (11) 認知症老人徘徊感知機器
- (12) 移動用リフト (つり具の部分を除く)

(福祉用具の消毒及び保管)

第7条 使用した福祉用具の消毒及び保管については、下記の事業者へ委託するものとする。

事業者名	住所
株式会社ヤマシタコーポレーション福井営業所	福井市和田東1丁目608番地
株式会社端野メディカル	福井市町屋3丁目12-12

(利用料)

第8条 指定介護予防福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、別紙カタログに定める額とし、当該福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に示された割合の額とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、敦賀市の区域とする。

(利用者等への事前の説明等)

第10条 事業所は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に際して利用期間、サービス内容、利用料等の当該指定介護予防福祉用具貸与のサービス利用に関する事項を、契約書及び重要事項説明書等に明記し、利用者又はその家族に説明を行い、同意を得るものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 指定介護予防福祉用具貸与の利用者は、福祉用具貸与サービスを受けることにより、自らも心身機能の改善及び要介護状態となることの予防に努めるものとする。

(虐待防止のための措置)

第12条 事業所は、虐待の発生を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や災害等の発生時において、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供を継続的に実施するため、また、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は従事者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症予防及びまん延防止のための措置)

第14条 事業所は、事業所における感染症の予防及びまん延防止のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(従事者の研修)

第15条 事業所は、事業所の従事者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- (2) 継続研修 年2回

(秘密の保持)

第16条 事業所の従事者は、業務上知り得た個人の秘密を在職中はもちろんのこと、退職後も漏らしてはならない。

(その他運営についての重要事項)

第17条 この規程に定めるもののほか、事業所の運営に関する重要事項は市社協会長が定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和6年4月1日から施行する。